

外国免許から国内免許への切り替え手続き

◆ 制度の概要

- ・外国で取得した運転免許証を日本国内の免許証に切り替えを行うもの。
 - ※大型免許・中型免許へ切り替えするためには、基礎免許となる普通免許又は準中型免許を取得する必要があります。(詳細は試験場にお問い合わせください。)
 - ※二種免許への切り替えはできません。

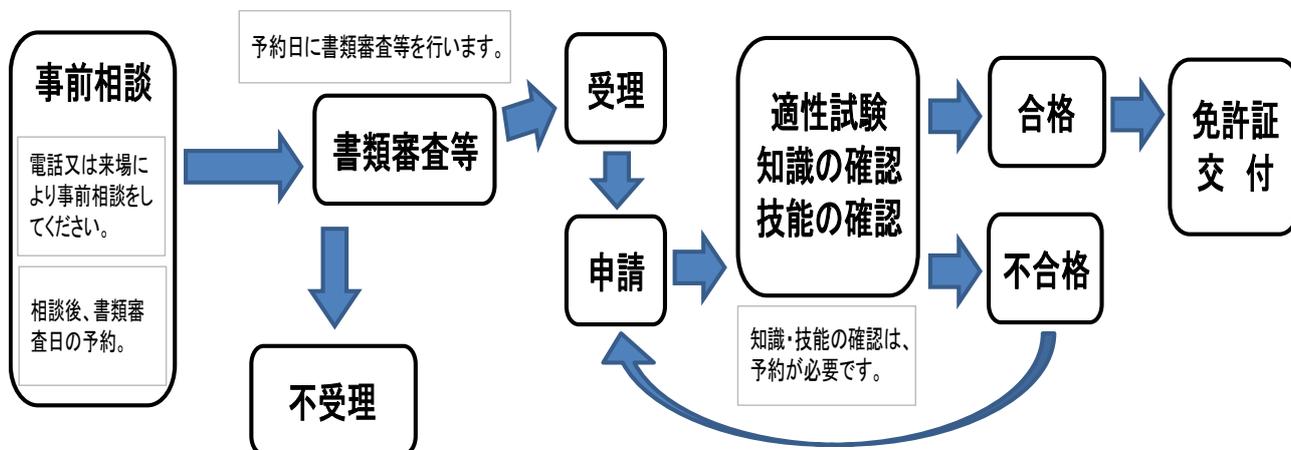
◆ 外免切替の対象となる方

日本国籍を有する方	<ul style="list-style-type: none">・和歌山県内に住民登録している方・国外転出中で和歌山県内に一時滞在する方
日本国籍を有しない方	<ul style="list-style-type: none">・和歌山県内に住民登録している 中長期在留者、特別永住者等・国外転出中で和歌山県内に一時滞在する方

◆ 申請要件

- 外国の運転免許の交付を受けてから、その国に通算して3か月以上の滞在を**書面**で証明できること。
- 申請時に、外国の運転免許がその国において有効期限内であること。

◆ 手続きの流れ



1 事前相談（書類審査日の日程予約）

- ・受験資格等について書類審査を行います。
- ・電話又は来場により書類審査日の予約を受け付けます。
- ・その際、書類審査実施日時を指定します。

【書類審査日時の予約無しで来場しても、書類審査等は受けられません。】

事前相談予約受付日時	月曜日～金曜日 午前9時40分～午前11時45分 午後1時40分～午後4時45分 ※ 土曜・日曜・祝日・振替休日・年末年始（12/29～1/3） は予約受付はしていません。
相談先（電話）	和歌山県警察本部交通部運転免許課試験係 TEL (073) 473 - 0110 内線 367

2 書類審査（要予約）

（※日本語を話すことができない方は、通訳人を同伴してください。）

～書類審査日に必要な書類～

(1) 住民票の写し（※コピー、画像不可、6か月以内のもの）

- ・国籍（本籍）、在留資格、在留期間等が記載されているもの。
- ・個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。

※日本国籍を有し、国外転出中のため和歌山県内に一時滞在する方は、住民票の代わりに、切り替えを申請する方の

「戸籍謄本又は戸籍抄本」

「住所を確認するに足りる書類」

（例）一時滞在先が和歌山県内の実家で、世帯主が作成した場合

・「滞在証明書」

・「滞在を証明する方の住民票の写し」（コピー、画像不可）

が必要となります。（記載内容は試験場にお問い合わせください。）

(2) 在留カード

(3) 特別永住者証明書

(4) 外国の運転免許証（国際免許証があれば持参してください。）

※運転免許証のコピー、写真、画像等は不可

(5) 外国免許証の翻訳文（※コピー、写真、画像等は不可）

【外国免許翻訳文の取得先】 ※翻訳対応国は各法人にお問い合わせしてください。

- ◎ 免許証を発給した外国の行政庁又は当該外国の領事機関
- ◎ 国家公安委員会が指定した法人
 - 日本自動車連盟（JAF）（※インターネット申請限定）
同法人のホームページから、翻訳申請サイトに入ってください。
 - ジップラス株式会社（※インターネット申請限定）
~URL~ https://ziplus.jp/switching_license/
 - 一般社団法人訪日運転者支援協会（略称：ALADDIN）
電話番号：03-6436-7921
- ◎ 国家公安委員会が認めた外国の法人等

(6) パスポート

現在所有している、新旧すべてのパスポート。

※申請者の本人確認を行うために使用します。

※外国運転免許証を取得後、その国における3か月以上の滞在期間の有無を審査するために必要です。

※出入国スタンプの一部、若しくは全部が無い他、外国運転免許に取得日や交付日の記載が無い等のため、滞在期間を確認できない場合は下記の書類が必要となります。

- ・外国免許の発給機関（外国行政庁）が発給する免許取得年月日、更新記録等の運転免許記録（経歴）証明書
- ・当該外国免許証の更新前の旧免許証
- ・外国行政庁が発給した外国免許証の内容に関する証明書等

※2種類（例：普通免許と普通二輪免許）以上の免許を取得している方はそれぞれの取得日を証明する書類が必要となる場合があります。

(7) 免許申請用写真：1枚

- ・ポラロイド、写真のコピー、画像、非写真用紙使用のものは不可。
- ・申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景で、大きさが縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの。
※ 交通センターロビーに免許申請用写真撮影機（有料）があります。

(8) 過去に日本の運転免許証を取得していたことがある方

- ・日本の期限切れ運転免許証又は運転経歴証明書
※過去に日本の免許を取得していた方は、知識確認及び技能確認が免除される場合があります。

(9) その他必要書類（随時追加変更有り）

- ・切り替え元となる外国運転免許証の発行国によって必要な書類が異なりますので、試験場にお問い合わせください。

【 参考例 】

国 名	必 要 な 書 類
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 運転免許証副証 ・ 居民身份証 ・ 基本情報（免許証の経歴証明書） ・ 成績証明書 ・ 信用状況又はデジタル免許証をプリントアウトしたもの（顔写真、氏名、QRコード、住所、免許種別、取得日が全て入っているものに限る）のうち1点
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐日大使館における運転免許証の認証
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフィシャルレシート ・ 運転免許経歴証明書（アポストイーユ）
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドの交通局発行の証明書
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証交付日が確認できる証明書
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証交付日が確認できる証明書
スリランカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ スリランカ交通局発行の運転免許証明書
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許経歴証明書
ネパール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許経歴証明書
パキスタン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐日大使館発行の運転免許に係る証明書
バングラデシュ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドライビングレコード（本国で発給されたもの）
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証の交付日が分かる証明書の原本とその日本語訳
モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本国で発行された運転免許証明書
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラジル国内の身分証明書（イデンチダーヂ）と運転免許経歴証明書（プロントアーリヨ）

3 適性試験、知識確認、技能確認（実施日は担当者から指定します。）

●書類審査を通過した方に対して、後日、担当者から適性試験、知識確認、技能確認の実施日等に関する連絡をします。

●知識確認について

- ・適性試験を通過された方に対して、日本国内で自動車等を運転するために必要な知識が有るか否かについて書面で確認を実施します。
- ・知識確認問題に対応している言語は下記の20言語となります。

（一覧表）※2025年現在

英語	中国語	ベトナム語	ポルトガル語	タガログ語
タイ語	インドネシア語	ネパール語	クメール語	モンゴル語
ミャンマー語	ロシア語	韓国語	ペルシャ語	スペイン語
ウルドゥー語	アラビア語	シンハラ語	ヒンディー語	ウクライナ語

●技能確認について

- ・知識確認を通過された方に対して、試験場コースにおいて各免許種別毎に設定されている技能確認コースで運転技能確認を実施します。

（※技能確認時、試験車両に通訳人等が同乗することはできません。）

4 受験手数料等

◆書類審査：無料

◆適性試験・知識確認・技能確認の手数料

免 種		受験手数料
一 種	普通	2, 5 0 0 円
	大型・中型・準中型	3, 9 0 0 円
	原 付	1, 6 0 0 円
	その他	2, 8 0 0 円

5 免許交付手数料

※2025年3月24日からマイナンバーカードに運転免許証の情報を記録した「マイナ免許証」が導入されたことに伴い、運転免許証の保有形態を「(従来と同様の)運転免許証のみ1枚」、「運転免許証とマイナ免許証の2枚」、「マイナ免許証のみ1枚」の3種類から選択できるようになりました。

※交付を受ける際に運転免許証等(運転免許証、マイナ免許証)の保有形態により、交付手数料が異なりますので下記の表を参照してください。

免許保有形態(下記の3種類から選択)	免許証交付手数料
・(従来と同様の)運転免許証のみ 1枚	2,350円
・(従来と同様の)運転免許証とマイナ免許証 2枚	2,450円
・マイナ免許証のみ 1枚	1,550円

※マイナンバーカードをお持ちでない方は従来型と同様の運転免許証の交付となります。